

DropIn 広告掲載ガイドライン

スモールメディア（以下「当社」といいます）が運営する広告配信システム「DropIn（ドロップイン）」への掲載をお申込みいただいた広告について、掲載可否の判断は当社が決定します。利用者の広告（利用者の指定するリンク先サイトの内容を含み、以下「広告」といいます。）が、本広告掲載基準台ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます）第1条以降の定めにて掲載不可とする事項に該当する場合は、掲載をお断りさせていただきます。尚、ガイドラインの改訂が行われた場合は、DropIn ホームページ上に掲載する方法により利用者に告知するものとし、掲載されている最新のガイドラインに準ずるものとします。

第1条（広告掲載全般）

以下の各項目に該当する広告は、掲載できないこととします。

- ・ 内容およびその目的が不明確な場合、また、広告主の連絡先の記載等責任の所在が不明確な場合
- ・ 媒体を運営する第三者の業種および地域と競合する広告
- ・ 広告内容に虚偽があるか、または誤認・錯誤される恐れのある広告
- ・ 顧客情報等の個人情報を取扱うことを目的とした広告
- ・ 適用される法令に違反し、または違反するおそれがある広告
- ・ 掲載する媒体側の品位を損なうと判断される広告
例) 低俗な文言や稚拙な表現を伴う広告
- ・ 宗教信仰の布教活動を目的とした広告
- ・ 選挙運動、選挙活動に関わる広告
- ・ 公序良俗に反し、または反するおそれがある広告
例) 犯罪を肯定もしくは美化する広告、青少年や未成年者の保護育成を妨げられると思われる広告、または他を誹謗中傷もしくは人権侵害のおそれがある広告
- ・ 醜悪または残酷な広告表現で、不快感を与える恐れのある広告
- ・ 非科学的、迷信に類するもので、惑わせたり不安を与える広告
- ・ 不良商法、詐欺的とみなされる広告
- ・ 危険物、火気、銃器、アダルトグッズ、薬物等その他当社が不適切と認める商品を取り扱う広告
- ・ 第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する広告、または、名誉・プライバシー・肖像権等の人格権の侵害もしくは営業妨害のおそれのある広告
- ・ 日本語表記以外の広告、全てのリンクが有効でないサイト等製作途中の箇所がある広告、またはサイト内ポップアップを含む広告
- ・ その他、当社または広告を掲載しようとする媒体を運営する第三者が不適切と判断した広告

第2条（著作権・商標権・肖像権）

個人、団体の所有する権利を侵害する広告についてはこれを掲載しない

第3条（掲載不可業種・ジャンル一覧）

別途、【DropIn 掲載業種可否一覧表】参照

掲載不可業種・ジャンル一覧に該当する広告は掲載をお断りさせていただきます。

以上

附則

このガイドラインは2009年12月1日から実施します